

みえ災害ボランティア支援センターの概要(1/2)

1. 目的

現地センターの
後方支援

阪神・淡路大震災以降大規模災害時においては、多くのボランティアによる活動が、被災者や被災地の支援に大きな役割を果たしている。これらのボランティア活動が円滑に行われるよう、さまざまな支援活動を行うのが、みえ災害ボランティア支援センター(以下、「支援センター」という。)である。

【幹事団体の役割分担における基本的考え方】

- ◆NPO・団体
被災状況や現地センターの設置・運営状況、支援団体等に関する情報収集・提供。ボラバス運行やコーディネート業務の実施、事業の実施に要する経費の確保。
- ◆行政
事務局やボラバス運行経費の一部支援。被災状況等に関する情報収集・提供。

官民協働
運営

2. 活動内容

【県内での災害が発生した場合】

市町単位を目安に設置される現地災害ボランティアセンター(以下、「現地センター」という。)を県域で後方支援するために設置し、県災害対策本部や県内の関係機関、また県外のボランティアネットワークや関係機関との連携・調整や、県内外のさまざまな情報の受発信などの支援を行う役割を担う。

【県外での災害発生時】

三重県からの支援にかかる被災地との調整や、三重県から被災地に向かうボランティアに対する情報提供を行い、被災地においてボランティア活動が広く展開されるよう支援する役割を担う。

<具体的な活動内容>

各種団体との連携や情報収集及び提供、ボランティア募集・派遣(ボラパック)、スタッフの募集・派遣、運営のための資機材の調達、活動資金の募金・支援など

平時の事務局は、三重県ダイバーシティ社会推進課

3. 設置場所

原則として、支援センターはアスト津3階の「みえ県民交流センター」内に設置する。

なお、アスト津3階が被災し、支援センター設置が不可能なときは、幹事団体間で協議し、設置場所を決定する。

4. 構成団体

幹事団体は、「災害ボランティア活動の支援に関する協定書」を締結

【幹事団体】

三重県地域防災計画により支援センターへの参画が必要と位置づけられており、支援センターの設置、運営に関し必要な意思決定を行うとともに、災害時におけるボランティア支援の中心となる団体。

- 特定非営利活動法人みえ防災市民会議
- 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター
- 三重県ボランティア連絡協議会
- 公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会
- 日本赤十字社三重県支部
- 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- 三重県(防災企画・地域支援課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課)

【協力団体】

平常時から相互に情報交換を行うとともに、災害時にはその他のボランティア関係組織等及び県と連携しながら、自ら役割を見つけて行動する団体。

- 公益財団法人三重県国際交流財団
- 一般社団法人熊野レストレーション
- 一般社団法人三重県鍼灸師会

毎月1回
幹事会を開催

5. 設置・閉鎖基準

【設置基準】

- ①県内で災害が発生し、県内に現地センターが設置された場合
又は常設のセンターが災害時体制へ移行した場合
- ②県内に震度6弱以上の地震が発生した場合
- ③幹事団体が開催する臨時会で設置決議があった場合

【閉鎖基準】

- ①県内の現地センターがすべて閉鎖するとき、又は常設のセンターが平常時体制へ移行したとき
- ②復旧活動において、支援センターの役割が概ね終了したと幹事団体が判断したとき

みえ災害ボランティア支援センターの概要(2/2)

6. 設置までの主な流れ

【初動期(目安:発災直後～発災後48時間以内)】

- (1) 被害情報の収集と共有(被災状況の全体像の把握)
- (2) アスト津へ参集
幹事団体は、設置基準に基づき、支援センターの設置が決定又は見込まれる段階で、みえ県民交流センターへ、原則2名以上の職員を参集させる。ただし、みえ県民交流センターが被災し、利用できない又はその恐れがある場合については、三重県庁環境生活部へ参集させる。
- (3) 臨時会の開催
参集した幹事団体及び協力団体は、支援センターの設置等について検討し、決定する。なお、各幹事団体は、団体としての意思表示が可能な者も参加することとし、合意形成に努める。
- (4) マスコミへの情報発信(支援センター長が情報発信する)
- (5) 業務計画の策定
支援センター長は、「(3)臨時会の開催」時に検討、決定した事項を参考に、業務計画(活動期間、活動内容、必要なボランティアの見積もり数、資金の調達計画、情報受発信の計画等)を早急に策定する。

【活動期】

- (6) 活動の開始
支援センター長は、活動状況等を定期的にマスコミ等へ情報発信する。支援センター及び各幹事団体は、活動状況等を情報共有する。
- (7) 体制の強化
支援センター長は、必要に応じ幹事団体に対して事務局体制の強化を要請する。

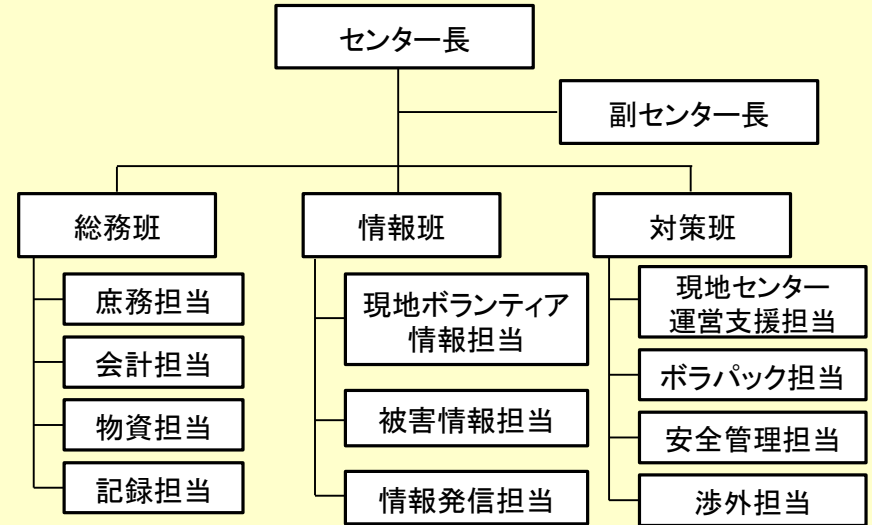
【閉鎖期】

- (8) 閉鎖の検討
幹事団体及び支援センター長は、閉鎖基準に基づき閉鎖の時期を検討する。また、支援センター長は、可能な限り、現地センターの責任者の意向を事前に確認する。
- (9) 閉鎖の決定
- (10) 閉鎖後
幹事団体は、残務整理及び活動報告書等を作成するとともに、運営上の課題等を整理し、情報共有することによって、今後の運営に活かす。

7. 主な業務と基本的な体制

支援センターの基本的な組織・体制は、次のとおりとし、必要に応じて担当を追加したり、省略したりする。

支援センターの運営方針や事業企画にあたっては、幹事団体と連携を図りながら進める。



【総務班の役割】

支援センターの運営に伴う資金及び物資等の確保・管理、支援センター及びボランティアの活動の記録等、支援センター運営の総務全般を所掌する。

【情報班の役割】

被災地の被害情報や現地センターの現状及びニーズを把握し、被災地及び現地センターを支援する対策の検討に資する情報収集全般を所掌する。

【対策班の役割】

現地センター等との調整、現地への人材の派遣及び物資の供給、ボラパックの募集・派遣、現地活動の安全管理にかかる助言並びに関係機関との連絡・調整等、被災地及び現地センターを支援するために必要な対策全般を所掌する。